

「管理に係る重要事項調査報告書」等、発行についてのご案内

宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、同法施行規則第16条の2に基づく
「管理に係る重要事項調査報告書」等、発行について、下記の通りご案内いたします。

1. ご依頼方法

- ①重要事項調査依頼書(1/2)の調査依頼事項の必要な書類口に✓をご記入のうえ、合計金額の作成手数料をお振込ください。
- ②振込票等を重要事項調査依頼書(2/2)に貼付けて、FAX 又は E-mail で返信ください。
- ③入金確認後、5営業日以内に報告書を提出させていただきます。

2. 作成手数料(税込)

- | | | |
|-------------------------|--------|--------|
| ①管理に係る重要事項調査報告書…………… | 1部 | 5,500円 |
| ※添付「依頼書」記載の調査依頼事項の内容 | | |
| ②管理規約(写し)…………… | 1部 | 3,300円 |
| ③定期総会議事録(写し)……… | 直近の1期分 | 3,300円 |
| ※作成手数料は予告なく変更することがあります。 | | |

3. お振込先

口座名義:カ)クラリス

◆熊本銀行 健軍支店 普通 3 2 0 7 3 9 7

◆肥後銀行 健軍支店 普通 1 8 8 6 7 9 9

<ご注意>

- ・お振込の際は、貴社名の前に重要事項調査報告書を発行するマンション名を必ずご記入ください。
- ・振込手数料は、貴社にてご負担願います。
- ・弊社では重要事項調査報告書の領収書は、発行いたしておりませんのでご了承ください。

4. 担当窓口

〒861-2118 熊本市東区花立4丁目 9-31

㈱クラリス 熊本営業所

◆時間 9:00～17:00

◆連絡先 電話 096-295-8239 FAX 096-221-1652

E-mail:kikukawa@craris.net

◆休日 土曜、日曜、祝日、年末年始

管理に係る重要事項調査依頼書(1/2)	
当社は、宅地建築物取引業法第35条第1項第5号の2及び同法施行の規則第16条の2及び第16条の4の3等により、下記の中高層分譲共同住宅(マンション)の管理に係る重要事項について必要費用を添えて、貴社に調査を依頼します。	
調査依頼年月日	年 月 日
宅地建築物 取引業者	会社名
	所在地
	免許番号
	国土交通大臣 知事 ()第 号
依頼者 (担当者)	所属部課 氏 名
	T E L () F A X ()
調査対象 マンション	名称
	所在地
	売却依頼主 住戸番号 号 氏 名
調査依頼事項	<input type="checkbox"/> 重要事項調査報告書 …… 5,500円 (マンション管理業協会 様式3に準拠した帳票) <input type="checkbox"/> 管理規約(写し) …… 3,300円 <input type="checkbox"/> 定期総会議事録(写し) …… 3,300円(直近の1期分) <input type="checkbox"/> その他(費用は応相談) (専有部分の使用状況及び個人情報については回答できません)
<備考>	

管理に係る重要事項調査依頼書(2/2)

※ お支払いいただいた振込票等を貼り付けてください

振込票貼付け

調査依頼年月日	年 月 日
会社名	
ご担当者名	